

平成 2 3 年 第 8 回

仙 北 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 3 年 6 月 7 日 (火) 開 催

仙 北 市 農 業 委 員 会

平成23年 第8回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年6月7日(火) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (23人)

1番 佐藤 和	3番 糸井 淳
4番 藤川 栄	5番 三浦 猛
6番 大山 久雄	7番 山手 善美
8番 田村 博美	9番 千葉 惣永
11番 澤田 信男	12番 青柳 良成
13番 布谷 次郎	15番 門脇 博美
16番 倉橋 重基	17番 佐藤 孝典
18番 伊藤 長三	19番 真崎 純孝
21番 山本 實	22番 藤村 隆清
23番 高橋 政敏	24番 鈴木 八寿男
25番 小松 清記	26番 藤村 紀章
27番 羽川 正幸	

4. 欠席委員 (4人)

2番 新山 昌樹	10番 田村 圭紀
14番 佐々木 英政	20番 大石 徹治

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 農政専門委員会について

2. 議 事

(1) 議案第28号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第29号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(3) 議案第30号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) 議案第31号(追加)

農地の転用事実に関する照会について

(5) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 原 一 良 補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝 主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

17番 佐藤孝典

18番 伊藤長三

9. 会議の概要

議長 　　ただ今から平成23年第8回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
田植え作業等、春作業も順調に進んでいることと思います。今日明日で終了する計画の人も多いと思われませんが、天候に恵まれ豊作になるように願いながら頑張っていきたいと思えます。

議長 　　それでは、本日の総会への出席委員は23名、欠席委員は4名でございます。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 　　次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 　　それでは議事録署名員に17番佐藤委員、18番伊藤委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従って進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 　　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 　　《会務諸報告の朗読及び説明》（9時13分）

議長 　　ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思えます。説明をお願いします。

小木田主任 　　資料に基づいて説明します。報告1、農地法第3条の3第1項の規定に

よる届出について。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理した旨通知したのでご報告します。1件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。他13筆の6, 337㎡。旧所有者が〇〇さんで、相続による所有権の取得となっております。2件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。地目が畑の982㎡。旧所有者が〇〇さんで相続による所有権取得となっております。3件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。他5筆の8, 143㎡。旧所有者が〇〇さん。相続による所有権の取得となっております。4件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。他1筆の2, 152㎡。旧所有者が〇〇さん。相続による所有権の取得となっております。5件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。他19筆の26, 760㎡。旧所有者が〇〇さん。相続による所有権の取得となっております。6件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。旧所有者が〇〇さん。時効取得による所有権取得となっております。以上です。

議長 次に、農政専門委員長より報告をお願いします。

21番山本 農業委員会だよりの編集が終了し、印刷しているところです。農地専門委員会副委員長にも御協力をいただき、原稿を出していただきました。内容については発行時にご覧になっていただきたいと思います。建議に対する回答が遅れまして、事務局でも大変だったと思いますが、明確な回答をいただいております。本日の資料にも提示されております。それから、表紙の写真につきましては、青柳委員に御協力をいただき、立町のポケットパークの青空市場の風景を載せております。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定を上程しま

す。説明をお願いします。

藤原局長 議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成23年6月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第28号について説明します。整理番号1番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,811㎡他、畑1筆の合計2筆。面積が2,152㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん83才。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん59才。申請事由は譲渡人が農業廃止。譲受人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり92,937円の総額20万円となっております。続きまして整理番号2番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の183㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん72才。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん51才。申請事由は譲渡人が相手方の要望。譲受人が受贈となっております。受入世帯の稼働人員は5人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号3番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑の430㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん58才。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん74才。申請事由が譲渡人が農業廃止。譲受人が受贈となっております。受入世帯の稼働人員は2人中2人が農作業従事となっております。続きまして整理番号4番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,625㎡。合計17筆の11,542㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん72才。借受人が〇〇地区の〇〇さん46才。

申請事由は貸付人が病気等で労力不足。借受人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は3人中3人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり16千円の年額184,672円。期間が許可日より3年間となっております。続きまして整理番号5番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,233㎡他、田2筆畑1筆の合計4筆。面積が4,141㎡。3条貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん80才。借受人が同じく〇〇地区の〇〇さん58才。申請事由は貸付人が相手方の要望。借受人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は7人中2人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり706円の年額2,925円。かなり低い金額ですが、固定資産分相当額ということで双方納得しております。期間が許可日より10年間となっております。整理番号6番からは更新の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。議案第28号の各案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告します。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。始めに整理番号1番、5番については、2番新山委員が担当ですが、欠席ですので3条調書を参考にさせていただきたいと思います。続きまして整理番号2番については、26番藤村委員をお願いします。

26番藤村 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号3番についてですが、担当の10番田村委員が欠席ですので3条調書を参考にさせていただきたいと思います。次に、整理番号4番について、1番佐藤委員をお願いします。

1番佐藤 《整理番号4番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第28号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第28号については許可することに決定します。 (9時34分)

議長 続きまして議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成23年6月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第29号について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が758㎡。使用貸借の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん。借受人が〇〇地区の〇〇さん。転用目的が一般個人住宅。用途として住宅敷地が280㎡。格納庫敷地が220㎡。その他258㎡となっています。転用理由は、アパート住まいだが、実家に戻るようになったが、家族6人が同居するには狭いことから申請地に住宅を建築したいとなっております。一般基準で通常の個人住宅は面積500㎡までとなっておりますが、土地の形状等が原因で758㎡の利用となっております。事業費は1,800万円です。資金計画はJAからの借入金で対応するとのことでした。造成については10cmほど造成するとのこと。被害防除計画、事業計画一般につきましては記載のとおりでございます。資料8ページ、

9 ページに平面図と立面図を載せています。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで、現地確認報告をお願いしたいと思います。
22番藤村委員お願いします。

22番藤村 5月22日に申請者の父親と事務局と私で現地を確認してまいりました。
近隣農地への影響は無く、問題無いことを確認してまいりました。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第29号については、許可することにご異議
ございませんか。
『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第29号につきましては許可すること
に決定します。 (午前9時40分)

議長 次に議案第30号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上
程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第30号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に
対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づ
き、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を
受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年6月7
日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 議案第30号について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇。
登記簿現況共に田。面積が596㎡。合計43筆の51,156㎡。利用
権設定新規の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん63才。
受けるのが農協を通して〇〇さん。利用目的は水田として。期間が6年間。

賃借料が10a当たり1万円の年額511,560円となっております。

整理番号23番までは農協を通して〇〇さんが借りる案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。続きまして整理番号24番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が520㎡。合計18筆の18,964㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん51才。受けるのが農協を通して〇〇地区の〇〇さん60才。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料が10a当たり12千円の年額227,568円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。

続きまして整理番号26番。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が645㎡。合計4筆の5,799㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん82才。受けるのが農協を通して〇〇地区の〇〇さん58才。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり1万円の年額57,990円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類となっております。続きまして整理番号28番、農地の所在が〇〇。設定するのが〇〇地区の〇〇さん92才。受けるのが農協を通して〇〇さん64才。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり21千円の年額82,299円。備考といたしまして、〇〇さんは担い手です。営農類型は稲作と工芸農作物となっております。続きまして整理番号30番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が354㎡。合計6筆の5,588㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん66才。受けるのが農協を通して〇〇さん64才。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり12千円の年gかう67,056円。備考といたしまして、〇〇さんは担い手です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号32番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に

田。面積が261㎡。合計17筆の12,557㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん58才。受けるのが農協を通して〇〇さん。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり12千円の年額150,684円となっております。続きまして整理番号34番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,055㎡。合計2筆の6,289㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん80才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん64才。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料は10a当たり米1俵の年額米6俵。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号35番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,312㎡。合計2筆の3,686㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん63才。受けるのが〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり米1俵の年額米3.5俵となっております。続きまして整理番号36番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が704㎡。合計4筆の3,678㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん83才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん56才。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり16千円の年額58,848円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類、豆類となっております。続きまして整理番号37番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,411㎡。合計13筆の7,708㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん78才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり16千円の年額123,328円となっております。続きまして整理番号38番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が370㎡。合計8筆の2,883㎡。設定するのが

〇〇地区の〇〇さん49才。受けるのが〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり16千円の年額46,128円となっております。続きまして整理番号39番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が790㎡。合計17筆の5,324㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん89才。受けるのが〇〇さん。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり16千円の年額85,184円となっております。整理番号40番からは再設定の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第30号については承認することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第30号については承認することに決定します。 (9時54分)

議長 以上で予定していた議案は終了しましたが、追加議案があるようですので事務局より説明をお願いします。

竹下補佐 追加議案についてですが、農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局よりありました。議案締切後の受付でしたが、回答期限が2週間ということですので追加議案としてご審議よろしく願いいたします。

議長 このことにつきまして、追加議案として上程することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。それでは、議案第31号、農地の転用事実に関する

る照会についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。12番青柳委員をお願いします。

12番青柳退席（10時01分）

議長 それでは、議案第31号の整理番号2番について説明をお願いします。

藤原局長 議案第31号。農地の転用事実に関する照会について。地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、審議を求めるものです。平成23年6月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第31号の整理番号2番について説明します。土地の所在が〇〇。地目が田。面積が743㎡。申請人は〇〇地区の〇〇さん。変更後の地目が雑種地。地目変更の日付は昭和63年5月31日となっております。場所は案内図に記載のとおりでございます。申請地ですが、昭和62年9月28日に旧田沢湖町農業委員会から転用許可が出されている土地でございます。農地区分といたしましては第2種農地と判断されます。申請事由といたしましては、飲食店建築のためとなっております。資金の関係で土地造成までは計画通りでしたが、店舗建築まではできなかったとのことでした。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告を糸井農地委員長よりお願いします。

3番糸井 6月6日に現地を確認してまいりました。説明でもあったとおり、現地は旧田沢湖町農業委員会より転用許可が出ています。造成はされていますが店舗を建築する計画がまだされていない状態でした。現況は雑種地でしたので問題ないと思います。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、整理番号2番については現状回復命令を発しない旨回答することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって整理番号2番については現状回復命令を発しない旨回答することに決定します。青柳委員の復帰をお願いします。

12番青柳帰席(10時14分)

議 長 それでは、議案第31号の整理番号2番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

竹下補佐 整理番号1番。土地の所在が〇〇。地目が畑。面積が15,438㎡。申請人は〇〇地区の〇〇さんです。変更後の地目は原野。地目変更の日付は昭和56年月日不詳となっております。現地調査の結果、申請地は農地ではなく原野であることを確認しました。場所は資料の案内図のとおりでございます。続きまして整理番号3番。土地の所在が〇〇。地目が田。面積が193㎡。申請人が〇〇市の〇〇さんです。変更後の地目は宅地。地目変更の日付は昭和49年8月11日となっております。場所につきましては案内図のとおりでございます。申請地は旧〇〇農業委員会より転用許可がでています。〇〇川の河川氾濫による災害復旧で転用された部分です。昭和48年12月20日から昭和49年1月30日までで、住宅用地26棟、6,448㎡を宅地造成したところです。地目を変更していなかったため今回申請に至ったとのことです。以上です。

議 長 説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願いします。整理番号1番については門脇農地副委員長よりお願いします。

15番門脇 6月6日に現地を確認してまいりました。申請地は山林化しており、周辺も山林というような場所でした。現地へ通じている農道は整備されてい

ませんでした。以上です。

議 長 次に、整理番号3番については糸井農地委員長よりお願いします。

3番糸井 6月6日に現地を確認してまいりました。現況は住宅が建っていることから、宅地であると確認してまいりました。以上です。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、整理番号1番、3番については、現状回復命令を発しない旨回答することにご異議ございませんか。

議 長 『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よってこの件につきましては、現状回復命令を発しない旨回答することに決定します。(10時21分)

議 長 次に協議に入ります。事務局より説明をお願いします。

藤原局長 始めに、市長との意見交換会についてです。7月7日午後3時から2時間ほど予定しております。市当局より市長、高田農林部長、高橋総合産業研究所長より出席していただく予定です。次に農業委員の選挙に関することです。告示、投票日について、農業委員からの意見も聞いて欲しいと選挙管理委員会より依頼がありました。以上、このことについてご協議よろしくをお願いします。

議 長 市長との意見交換会についてですが、このような計画があるようですが、計画通り開催してもよろしいですか。

『異議無し』の声

議 長 それでは計画通りに開催することにします。次に選挙に関することですがご意見等ございますか。

6番大山 前回は、告示日と投票日の間に総会があったので、今回は総会を挟まな

い日程がいいと思います。また、議会等でバタバタする前に開催する方がいいと思います。

議長 他にありませんか。

23番高橋 選挙後の総会となれば、色々と気を遣うところもあると思うので、12月の総会後がいいと思います。

議長 このようなご意見もありますが、他にありませんか。

18番伊藤 12月9日に総会があるということですので、告示日を12月4日にして、投票日を12月11日にしたほうがいいと思います。

議長 それでは総会後の投票日ということでもいいですか。

『異議無し』の声

議長 それでは、12月4日告示、12月11日投票ということで選挙管理委員会へ回答することに決定します。

(閉会)

議長 以上をもちまして平成23年第8回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時40分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成23年 7月 7日

議長 羽川正幸

署名員 17番 佐藤孝典

署名員 18番 伊藤長三